

国 自 技 第 3 6 8 号
平成 15 年 4 月 1 日

自動車交通局技術安全部長

「自動車の用途等の区分について（依命通達）の細部取扱いについて」
（平成 13 年 4 月 6 日付け国自技第 50 号）の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通達したので連絡します。